

五泉市住宅取得補助金（グランドファミリー住まいの事業） 交付申請に必要な書類について

＊補助金の申請をする際は、次の書類を提出してください。

☐ 五泉市住宅取得補助金交付申請書

☐ 五泉市住宅取得補助金申請内訳書

☐ 付近見取り図

・住宅地図の写しなど、方位、道路及び目標となる建物等が分かるもの。

☐ 完成（現況）写真

- ・外観（敷地全体がわかるもの）、内観（台所、便所、浴室、居室がわかるもの）
- ・隣居する親等の住宅とともに写っている外観写真（隣居の場合のみ）

☐ 各階平面図

・方位、縮尺、寸法、間取り、居住用部分の延床面積が確認できるもの。

☐ 戸籍謄抄本など（発行後1か月以内のもの）

以下のいずれかに該当する場合、提出が必要です。

- ・本籍地が本市以外で、子どものいない新婚世帯の場合：夫婦の記載があるものが必要です。
- ・隣居の場合：親等との戸籍上の関係がわかるものが必要です。

☐ 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築の場合）

☐ 対象住宅の登記事項全部証明書

以下のいずれかに該当する場合、提出が必要です。

- ・購入及び確認申請不要地域の場合
- ・隣居の場合（親等の住宅の登記事項全部証明書は不要です。）

☐ 金融機関等との金銭消費貸借契約証書の写し

☐ 対象住宅の建築工事又は購入に係る契約書の写し

・変更契約がある場合は、すべての写しを提出してください。

☐ 対象住宅の建築工事又は購入に係る領収書の写し

・領収書が発行されていない場合は、金融機関の振込受付書の写しを提出してください。

☐ 補助対象外経費が確認できる書類の写し

☐ 対象住宅の建築工事に係る見積書等内訳が分かるものの写し

☐ 土地と建物それぞれの取得金額が確認できる書類の写し（建売住宅・中古住宅の場合）

・不動産売買契約書に記載がない場合、提出してください。

☐ その他市長が必要と認める書類

・上記の他、申請内容に応じて他の書類が必要になる場合があります。

例）住宅の取得にあたり国などから補助金の交付を受けている場合、その交付額がわかる書類の写し（交付決定通知書など）